

第1回「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」議事概要

- 1 日 時 : 平成17年6月7日(火) 10:00~11:48
- 2 場 所 : 総務省1階 共用会議室4
- 3 出席者 : 佐々木弘(座長)、池内眞一、井手英策、遠藤誠作、佐久間登、(敬称略) 松見弘、河野栄、大西秀人
- 4 議事概要
 - (1) 研究会の目的・今後のスケジュール・論点・下水道事業の現状等について事務局から説明を行った後、意見交換を実施。
 - (2) 意見交換概要
 - ア 研究会の目的・論点等について
 - ① 実際の中小市町村の場合は、汚水整備区域全体に合わせて雨水の整備をすることは想定していない。それを考えると雨水が7割というのは今の時点では元々無理な話だと思う。従って、それに変わる新しい考え方を作るべき。
 - ② 実態として、2次財研のときには36万人(モデル)で200人/haを想定していたと思うが、実際、町村部では20人/ha(想定1/10)、計画でも40人/haというところもあり、これでは自治体はどんなことをしても収入不足。事業は一度始めるとやめられないので、下水道のために市町村があるような感じすらあり、極めて厳しい状況である。
 - ③ 大都市をみると、合流式で整備しているし、実態を見るとトータルで黒字が多い。雨水の資本費も7:3までかどうかは個別にはわからないが、それに近いと思う。40年位前の合流式の実態はそれに近かったのではないか。その後分流式が整備されてきてトータルとしての雨水資本費が下がってきている。このような状況も踏まえて議論する必要がある。
 - ④ 下水道の昨今の実態の変化を受けて考えなおす時期にあると思う。ただ一方では、長年そのような負担区分を前提に財政措置を仕組んできた結果、一定の料金水準が形成されてきたことをどう評価するのか。これまでの考え方だけにとらわれずに新しい考え方ができないのか。
 - ⑤ 雨水管の整備は、昔の財研では汚水と平行して整備されるものとの前提だったが、実態として、低湿地帯など本当に必要な箇所だけ整備しているもの以外については、今後もあまり進まないのではないか。近い将来の雨水管の整備をどのようにされるということを想定して議論すべきか。

- ⑥ 雨水の問題は、確かに中小市町村について言えば汚水先行であるが、今、雨水整備をやっていないところでも必要ないというのではなく、いずれはやっていかななくてはならない。
- ⑦ 雨水公費・汚水私費の原則というのは、厳密にいうと、資本費については下水道の基本的性格に応じて扱いが違ってくる。浸水防除、公衆衛生、公共用水、便所の水洗化 生活環境改善などの性格を踏まえ、この原則をどう理解するのか。雨水公費・汚水私費の解釈論として、汚水も公費及び私費だということも考えられるし、適切な役割分担の範囲のなかで対応できるものがあるのではないか。この委員会のなかで幅広く議論をしていくべき。
- ⑧ 公費負担についても基準内では足りず、基準外繰出をしていた状況の中で、(公費負担が下がれば) 使用料の大幅な値上げが必要となるが、現実的にはそうはならないだろう。繰出基準を見直すということになったら必要額の全額を交付税措置できないのか。
- ⑨ 繰出基準については、今まで理論値として7:3を出してきた。しかし、現実の姿は逆転しており、今後も理論値に近づいていく見込みもないので、そこをどうするのか。基本的な雨水公費・汚水私費の原則の考え方を踏まえたうえで、使用料の回収可能でない部分については、何らかの形で汚水に公費を入れる必要がある。今、一部を高資本費対策という形でやっているが、その中で対応できるのか、それとも新しい理屈が必要なのか。
- ⑩ 下水道について、補助裏は補助がついているということで公共性が高いというのが市町村からみても分かりやすいので、そこを全額公費負担とするということはできないのか。
- ⑪ あくまで繰り出しの公費負担の考え方と財政措置は別のものであるが、公費負担の考え方と財政措置の仕組みがパッケージになっていて、それがねじれた格好になっている。この際、公費負担の考え方と財政措置の仕組みを整合性のあるものにすべきではないか。
- ⑫ 実際に繰入基準で算定した数値と、実際に繰入れられている数値の差はかなりのもので、(三春町では) 一般会計からの繰入金で5,000万円もあるのに、基準内は700万というのが現状。これでは、それほど手厚く財政公費が入っているようには思えない。(日高市では) 交付税措置されている額は、赤字分の繰入額に少し足りないくらい。
- ⑬ 処理人口規模、有収水量密度など踏まえた考え方にしていくべきなのについても広く議論が必要。今は、公費負担の考え方・財政措置は、事業条件を考えずに一律措置してきている。これまでは、大都市地域中心に進めていたので事業条件差がなかったかもしれないが、今日のように中小市

町村までどんどん普及してきた状況を踏まえた議論が必要ではないか。

- ⑬ いろいろ意見をいただいたが、基本的には資料1の1～8の論点案で進めて行く。

イ 使用料について

- ① 使用料の適正化については、その使用料水準自体が議論の対象か。

適正化する際にどのような水準までとするか等についても議論してほしい。

- ② 使用料の適正化については3,000円という金額を目的化するのではなく標準モデルの中で3,000円を位置づけることができないか。公費の入れ方と関連して経営努力のインセンティブを制度として組み込むのは難しいと思うし、標準的なモデルで経営すると平均的に使用料単価が150円くらいになるという形。

- ③ 高資本費対策について平成20年度から3,000円/月を取っていないと高資本費対策の対象外とされた。資本費が高くて大変だということであれば、せめてこれだけは取ってくださいということ。ただし、実際に使用料を4,000円以上とっているところもあり、資本費が割高となっているところは3,000円を打ち止めとせず、使用料の引き上げ努力を行ってもらうべきではないか。